

寒河江市死者情報の開示に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、遺族等の権利利益の保護を図るため、死者情報の開示を請求する権利を明らかにし、実施機関が保有する死者情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び病院事業管理者をいう。
- (2) 死者情報 寒河江市情報公開条例（平成元年市条例第5号。以下「条例」という。）第6条第1項第1号に規定する個人に関する情報であって、当該個人が生存していないものをいう。

(死者情報を開示できる者)

第3条 実施機関は、次に掲げる者（以下「遺族等」という。）から請求があったときは、死者情報を開示しなければならない。

- (1) 死者の代理人（未成年者又は成年被後見人の法定代理人）であった者
- (2) 死者の相続人（財産、不法行為による損害賠償請求権その他の被相続人である死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報に限る。）
- (3) 死者の配偶者等（配偶者、子及び父母をいう。）であった者（診療録等（医師法（昭和23年法律第201号）第24条に規定する診療録その他の診療に関する記録をいう。）及び慰謝料請求権、遺贈その他の当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報に限る。）

2 遺族等の委任による代理人は、遺族等に代わって前項の規定による開示の請

求をすることができる。

(開示しないことができる死者情報)

第4条 実施機関は、前条の規定にかかわらず、請求の対象となっている死者情報が条例第6条第1項各号のいずれかに該当するとき（同項第1号については同号中「個人」を「請求の対象となっている死者以外の個人」と読み替えて適用したときに該当する場合に限る。）は、当該死者情報の全部又は一部について開示しないことができる。

2 実施機関は、前条第1項の規定により開示することができる情報とそれ以外の情報（以下「不開示情報」という。）が併せて記録されている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いて、死者情報を開示しなければならない。

(死者情報の存否に関する情報)

第5条 実施機関は、死者情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る死者情報が存在しているかどうかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該死者情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の手続)

第6条 開示請求をしようとする者は、開示請求書（様式第1号）に請求者と死者との関係その他の当該請求が第3条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類を添付し、実施機関に提出しなければならない。

2 実施機関は、前項の開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示の決定)

第7条 実施機関は、開示請求に係る死者情報の全部を開示することを決定したときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、その旨を開示決定通知書（様式第2号）により速やかに通知しなければならない。

2 実施機関は、第4条の規定により、開示請求に係る死者情報の一部を開示することを決定したときは、開示請求者に対し、その旨に理由を付して開示決定通知書（様式第2号）により速やかに通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る死者情報の全部を開示しないことを決定したとき（第5条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る死者情報を保有していないときを含む。）は、開示請求者に対し、その旨に理由を付して開示をしない旨の決定通知書（様式第3号）により速やかに通知しなければならない。

4 前3項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日の翌日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

5 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を開示決定等期限延長通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

6 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日の翌日から起算して30日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る死者情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの死者情報については相当の期間内に開示決定等

を行うものとする。この場合において、実施機関は、前項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を開示決定等期限特例延長通知書（様式第5号）により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの死者情報について開示決定等をする期限

7 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該決定に係る死者情報に当該実施機関以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、必要に応じて、あらかじめ当該第三者に対しその旨を第三者意見照会書（様式第6号）により通知し、第三者開示決定等意見書（様式第7号）により意見を聞くことができる。

（開示の方法）

第8条 実施機関は、死者情報の開示をする旨の決定をしたときは、当該死者情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記録されているときは次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあっては、実施機関が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。ただし、閲覧の方法による死者情報の開示にあっては、実施機関は、当該死者情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、死者情報の開示をすることができる。

(1) 録音カセットテープ、ビデオカセットテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は

複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 開示決定に基づき死者情報の開示を受ける者は、実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の実施機関が定める事項を開示の実施方法等申出書（様式第8号）により申し出なければならない。ただし、前条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、この限りでない。

3 前項の規定による申出は、前条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(手数料等)

第9条 実施機関に対し開示請求をする者が納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 前条第1項の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年12月29日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に残存する改正前の様式による用紙は、必要な改定を加えたうえ、なお、当分の間、使用することができる。

開示請求書

年 月 日

寒河江市長 様

(ふりがな)

氏名_____

住所又は居所

〒 _____ Tel ()

寒河江市死者情報の開示に関する要綱（令和5年市告示第19号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり死者情報の開示を請求します。

1 開示を請求する死者情報（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 写しの交付 その他 ()

<実施の希望日> 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 法定代理人（第3条第1項第1号） 左記の代理人（第3条第2項） 相続人（第3条第1項第2号） 左記の代理人（第3条第2項） 配偶者等（第3条第1項第3号） 左記の代理人（第3条第2項）

イ 請求者本人確認書類

 運転免許証 個人番号カード 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 その他 ()

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等

（ア）本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人 被相続人 配偶者等

(ふりがな)

(イ) 本人の氏名_____

(ウ) 本人の住所又は居所_____

請求資格確認書類

エ 法定代理人が請求する場合（代理人が請求する場合を含む。）、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()オ 相続人又は配偶者等が請求する場合（代理人が請求する場合を含む。）、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 戸籍謄本 その他 ()カ 遺族等の代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 委任状 その他 ()

様式第2号（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

寒河江市長

開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった死者情報については、寒河江市死者情報の開示に関する要綱（令和5年市告示第19号）第7条の規定に基づき、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1 開示する死者情報（全部開示・部分開示）

2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、寒河江市を被告として（が被告の代表者となります。）、山形地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する死者情報の利用目的

4 開示の実施の方法等（同封）の説明事項をお読みください。)

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝日を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>

寒河江市

（担当者名）

（電話）

様式第3号（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

寒河江市長

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました死者情報については、寒河江市死者情報の開示に関する要綱（令和5年市告示第19号）第7条第3項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る死者情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、 対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、寒河江市を被告として（ が被告の代表者となります。）、山形地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
寒河江市
(担当者名)
(電話)

様式第4号（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

寒河江市長

開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった死者情報については、寒河江市死者情報の開示に関する要綱（令和5年市告示第19号）第7条第5項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 死者情報の名称 等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

寒河江市

（担当者名）

（電話）

様式第5号（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

寒河江市長

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった死者情報については、寒河江市死者情報の開示に関する要綱（令和5年市告示第19号）第7条第6項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る死者情報の名称等	
第7条第6項の規定 (開示決定等の期限の特例) を適用する理由	
残りの死者情報について開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日

<本件連絡先>

寒河江市

(担当者名)

(電話)

様式第6号（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

寒河江市長

第三者意見照会書

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている死者情報について、寒河江市死者情報の開示に関する要綱（令和5年市告示第19号）第6条第1項の規定による開示請求があり、当該死者情報について開示決定等を行う際の参考とするため、第7条第7項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該死者情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る死者情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る死者情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

寒河江市

(担当者名)

(電話)

第三者開示決定等意見書

年　月　日

寒河江市長　　様

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地)

年　月　日付で照会のあった死者情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る死者情報の名称等	
開示に関する御意見	<p><input type="checkbox"/> 死者情報を開示されることについて支障がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 死者情報を開示されることについて支障がある。</p> <p>(1) 支障（不利益）がある部分</p> <p>(2) 支障（不利益）の具体的理由</p>
連絡先	

様式第8号（第8条関係）

開示の実施方法等申出書

年　月　日

寒河江市長　　様

(ふりがな)
氏名_____
住所又は居所
〒_____ TEL _____ ()

寒河江市死者情報の開示に関する要綱（令和5年市告示第19号）第8条第2項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

1 開示決定通知書の番号等

文書番号：

日付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る死者情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年　月　日　午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 [有 : 同封する郵便切手の額 円]
無